

概要版と同じ表紙に変更

第3期

亀岡市地域福祉計画



認めあい、支えあい、助け合える

ずっと住みたい笑顔のまちづくり



令和3年3月

亀岡市

A 10x20 grid of small circles, arranged in 10 rows and 20 columns. The circles are light gray and have a thin black outline. They are evenly spaced and form a rectangular pattern.

写真

800~1,000 字程度

令和3年 3 月

亀岡市長 桂川孝裕

A 10x20 grid of small circles, arranged in 10 rows and 20 columns. The circles are light gray and have a thin black outline. They are evenly spaced and form a rectangular pattern.

写真

800~1,000 字程度

令和3年 3 月

亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員長

佛教大学教授 岡崎 祐司

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の目的.....	2
2 計画の位置づけと他計画との関係.....	3
3 計画の期間.....	4
4 国や府の動向.....	5
5 地域福祉に関わる動向.....	9
第2章 本市を取り巻く環境.....	13
1 本市における現状.....	14
2 アンケート調査から見た状況.....	20
3 前回計画の検証.....	29
4 課題のまとめ.....	37
5 ライフステージごとに抱える「課題」や「問題」.....	40
第3章 計画の基本的な考え方.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
1 基本理念.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2 計画の基本目標.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3 プログラムの体系.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第4章 プログラムの展開.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり	エラー! ブックマークが定義されていません。
が定義されていません。	
基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり	エラー! ブックマークが定義されていません。
基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり	エラー! ブックマークが定義されていません。
第5章 計画の推進に向けて.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
1 計画の推進体制.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2 計画の点検・評価.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
資料編.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
1 基礎資料.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2 地域福祉計画に盛り込むべき事項（抄）.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
4 亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿.....	エラー! ブックマークが定義されていません。



第1章 計画策定にあたって



1 計画の目的

地域福祉とは、誰もがさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支えあい・助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。

亀岡市（以下「本市」という。）では、平成 28 年 3 月に「つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか～絆づくり 人づくり 地域づくり～」を基本理念として、「改定亀岡市地域福祉計画」を策定し、平成 30 年 3 月には中間見直しを行いながら、地域ネットワークの強化や相談窓口の充実等、地域福祉課題の解決に向けた取り組みを進めてきました。

一方で全国的に少子高齢化や核家族化が進行し、また価値観・ライフスタイルの多様化などにより社会を取り巻く環境が急速に変化しており、地域で複雑・複合的な課題を抱える人が増加してきています。

本計画では、地域のつながりや関係機関との連携により地域福祉課題に対して長期的、継続的な支援を実現し、誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、前回計画及び中間見直しの内容を踏まえ、第 3 期の地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、社会福祉法第 107 条に定められた「市町村地域福祉計画」として策定するものであり、「第 5 次亀岡市総合計画」を上位計画とし、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の各計画との整合性を図るとともに、地域を基盤として、各福祉分野を横断的につなぎ、共通する課題の解決を目指す計画として位置づけています。また、市民主体の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」や福祉以外の分野における諸計画とも連携し、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みとして、地域福祉の推進を図ります。

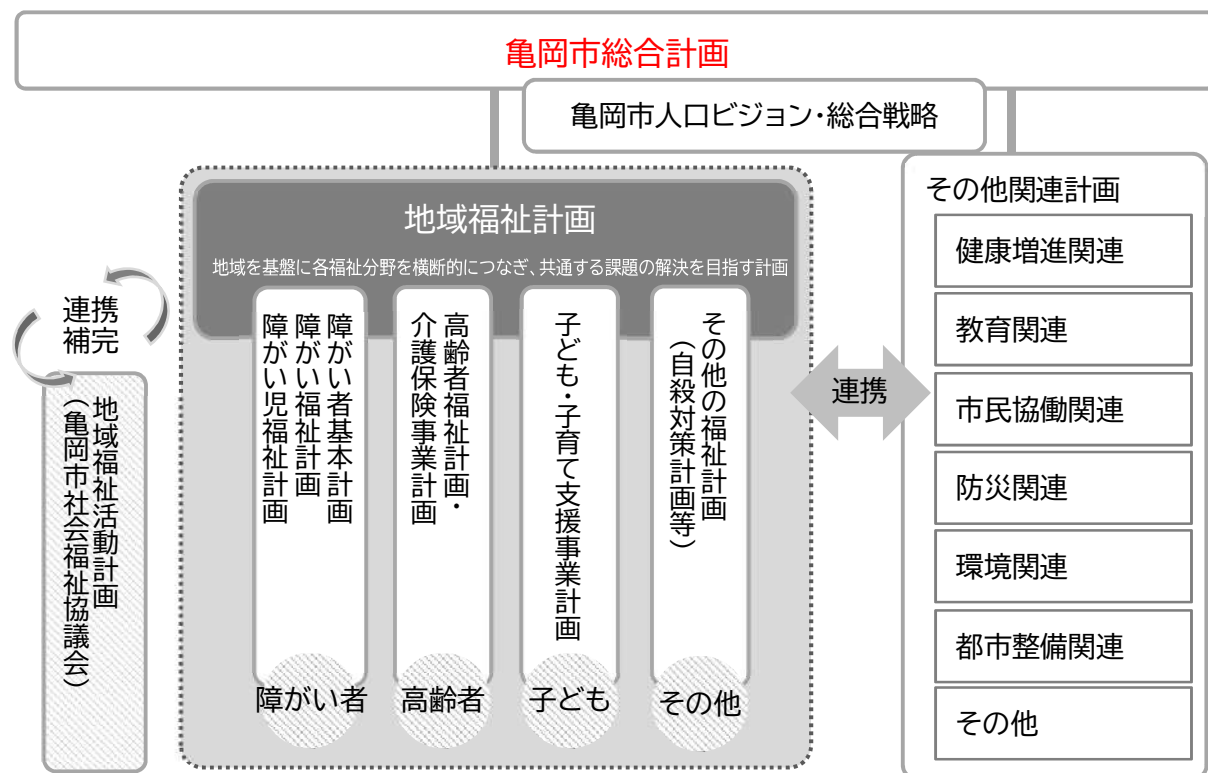
◆社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(抄)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

◆地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

◆各計画の計画期間

計画名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第5次亀岡市総合計画	第4次基本構想					第5次基本構想					
	後期基本計画					基本計画					
本計画	改定亀岡市地域福祉計画					第3期亀岡市地域福祉計画					
					策定					策定	
かめおか地域福祉活動計画 (亀岡市社会福祉協議会)	改定かめおか地域福祉活動計画					第3期かめおか地域福祉活動計画					
					策定					策定	
障がい者基本計画	第3期計画					第4期計画					
					策定						策定
障がい福祉計画 障がい児福祉計画			第5期・第1期計画			第6期・第2期計画			第7期・第3期計		
					策定			策定			策定
いきいき長寿プラン (高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画)			第7期計画			第8期計画			第9期計画		
					策定			策定			策定
子ども・子育て支援事業計画	第1期計画				第2期計画						
				策定					策定		
かめおか健康プラン21	第2次計画										
										策定	
亀岡市自殺対策計画			第1期計画								
		策定						策定			

4 国や府の動向

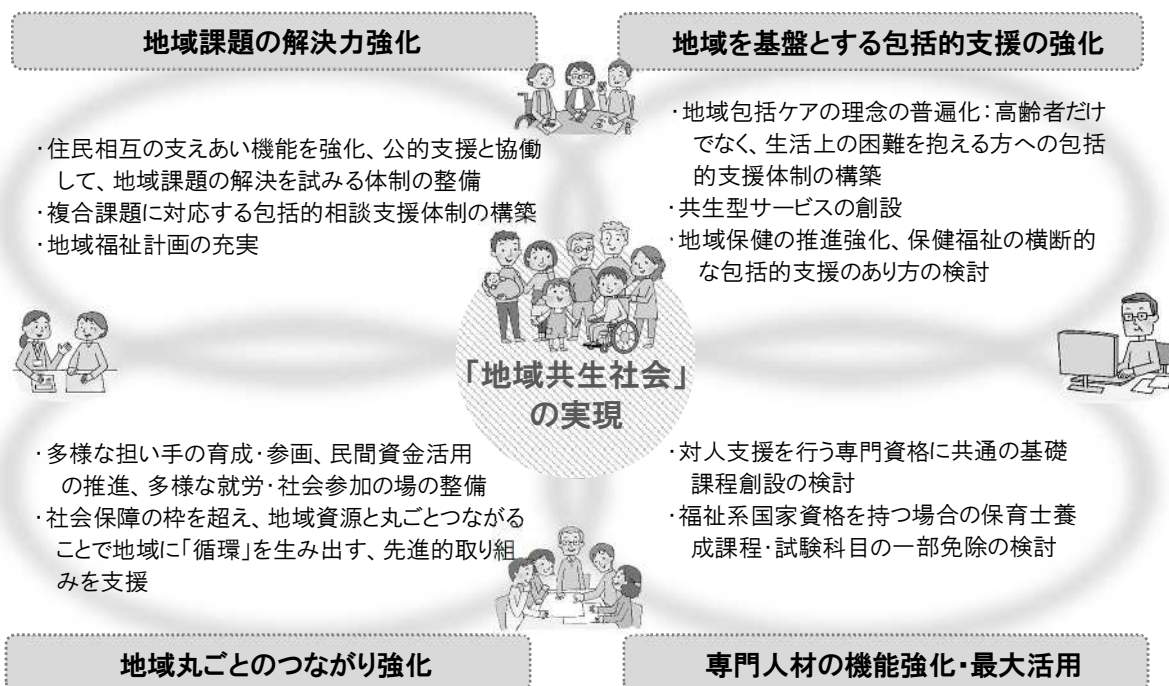
(1) 地域共生社会の実現に向けて

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月閣議決定）では、子ども・高齢者・障がいのある人等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、「地域共生社会の実現に向けての当面の改革工程」に基づいて取り組みが進められており、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

◆国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格



資料：平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を参考

(2)地域福祉計画の充実について

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部が改正されました。改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とし、計画に盛り込むべき事項が追加されました。

改正社会福祉法の概要

地域福祉推進の理念を規定【法第 4 条 2 項関係】

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることを目指す旨が明記されました。

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第 106 条の 3 第 1 項関係】

地域福祉の推進のために地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

地域福祉計画の充実【法第 107 条関係】

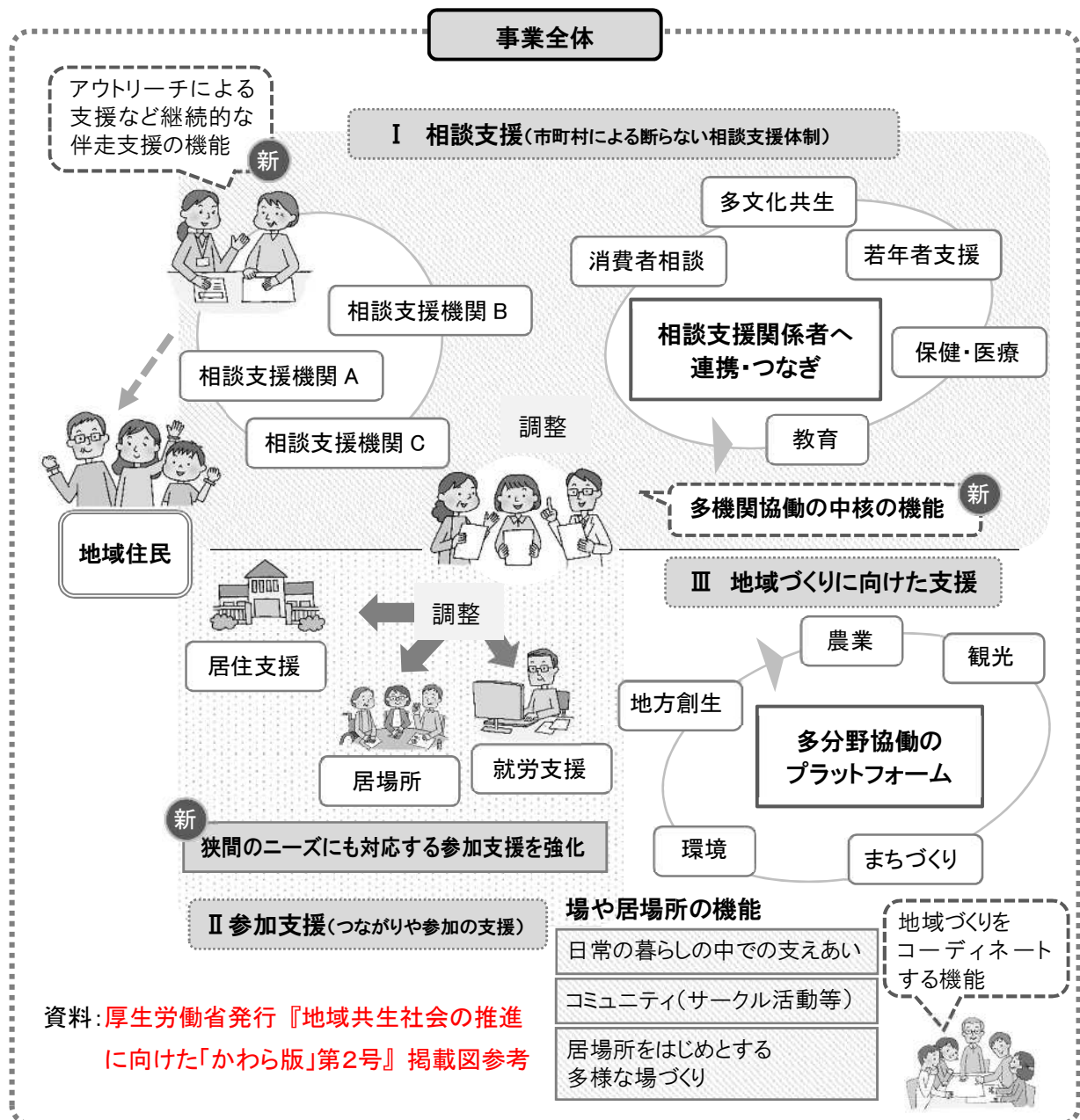
市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、「上位計画」として位置づけられました。

(3)「重層的支援体制整備事業」の創設について

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終取りまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える市民を支援する体制や、市民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

◆地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要(イメージ)



(4)京都府の動き

『京都府地域福祉支援計画』は、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間として策定され、年齢や障がいのありなしにかかわらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、お互いに支えあい、希望を実現できる地域共生社会の確立を目指し、地域を支える人材や団体の育成や専門機関との連携などの体制づくりの取り組みを進めています。

また京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「言語として手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人が支え合う社会づくり条例（聞こえの共生社会づくり条例）」等の地域福祉を具現化する条例も制定されており、誰もが安心できる暮らしやすいまちを目指し、生活環境の整備、福祉教育の充実など人にやさしいまちづくりの推進を支援する計画となっています。

京都府地域福祉支援計画

〈府の取り組み方向〉

- 1 地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進
- 2 地域で支え合うための人材
- 3 様々な地域福祉課題に対する取組
- 4 人にやさしいまちづくり
- 5 災害にも強い地域福祉

5 地域福祉に関わる動向

(1)生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法は、施行から5年が経過し、生活困窮者に寄り添った包括的支援がさまざまな分野の関係機関とのつながりの中で実施されてきました。

また、平成30年10月に施行された「改正生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や住宅支援の強化」などが盛り込まれました。

(2)介護保険・高齢者福祉

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進していく必要があります。

令和2年6月に介護保険法の一部改正が示され、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の改正の趣旨として「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。」と示されています。

(3)障がい者福祉

平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、「障がい者」の定義に難病等が追加され、「制度の谷間」がないよう支援が行われるようになるとともに、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。その後、平成30年4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律の施行（平成28年6月に一部施行）により、自立生活援助や就労定着支援といったサービスの創設や、高齢の障がいのある人が、介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

(4)児童福祉・子ども・子育て支援

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。これにより、各市町村において 5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計やそれに対応する提供体制、実施時期等を定めることが義務付けられました。また、平成 26 年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」については、社会全体でのさらなるワーク・ライフ・バランスの浸透や女性が就労の場で活躍できる取り組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進するため、令和 6 年度末までの 10 年間に延長されました。

◆国の主な動き

年	地域福祉単独	高齢者	障がい者	子ども
H27	生活困窮者自立支援法施行	医療介護総合確保推進法施行		子ども・子育て支援法施行
	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書			
H28	厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」		障害者総合支援法及び児童福祉法一部改正 発達障害者支援法一部改正	児童福祉法一部改正 母子保健法一部改正
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置、地域力強化検討会設置			
H29	成年後見制度利用促進基本計画閣議決定			
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正 ↓ 社会福祉法一部改正			
	地域福祉計画策定 ガイドライン提示			
H30	厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」			子ども・子育て支援法一部改正
R元	就職氷河期世代の調査の実施			
R2	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 (令和3年4月施行)			

(5)保健・健康づくり

平成 25 年度から令和 4 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」を推進することを目的として、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（基本方針）」が改正され、新基本方針に具体的な目標を規定することとなりました。また、平成 30 年の「健康増進法」の一部改正に伴い、受動喫煙対策における国及び地方公共団体の責務や施設の管理者が講ずべき措置等について定められました。

(6)人権三法

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、同年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」、また同年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という差別を解消するための 3 つの法律が施行されました。

この 3 つの法律は、国籍、性別、世代などさまざまな違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きることができる「共生社会の実現」を目指し施行されました。

いまだに残る差別を解消するため、すべての人が自分のできることを考え、行動し、人権が侵害されることで「生きづらさ」を感じることをない、生きることの「幸せ」を感じ取る社会を築くことが求められています。

(7)持続可能な開発目標(SDGs)

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では、平成 28 年に「SDGs 推進本部」を設置し、平成 29 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において「SDGs の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」としています。



第2章 本市を取り巻く環境

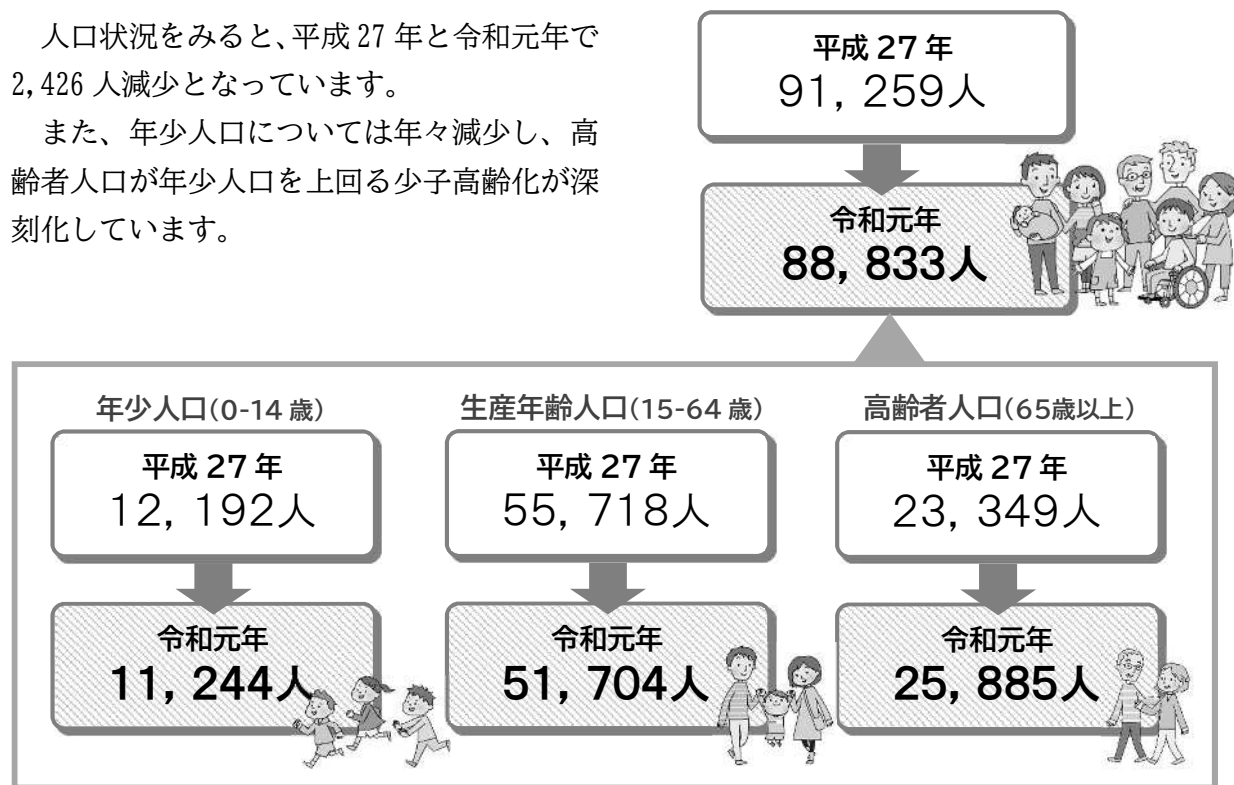


1 本市における現状

(1)人口の状況

人口状況をみると、平成 27 年と令和元年で 2,426 人減少となっています。

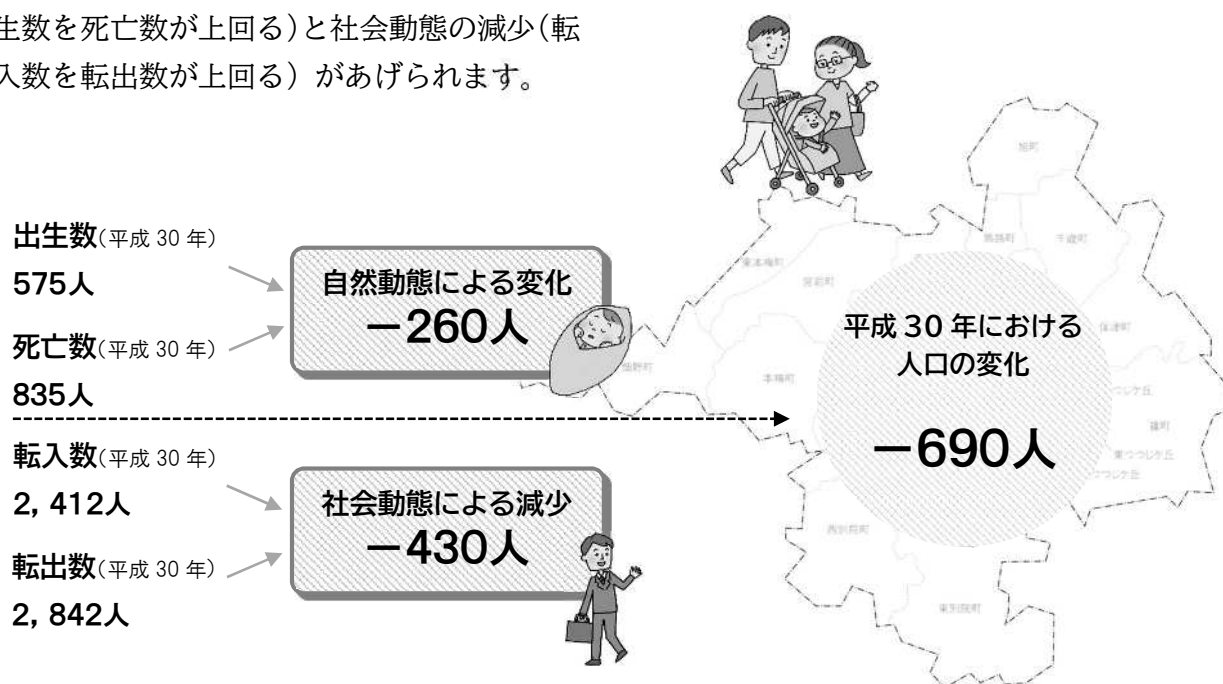
また、年少人口については年々減少し、高齢者人口が年少人口を上回る少子高齢化が深刻化しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2)人口の変化要因

人口変化の要因として、自然動態の減少(出生数を死亡数が上回る)と社会動態の減少(転入数を転出数が上回る)があげられます。



資料:亀岡市統計書

(3)これからの人口構造の変化

本市の人口構造をみると、65～69歳の年齢層がもっとも多く、次いで、45～49歳の年齢層となっています。国立社会保障・人口問題研究所のコーホート要因法による推計でみると、20年後には、本市の人口は60,000人規模まで減少し、令和元年で2番目に多かった45～49歳の年齢層が65歳以上の高齢者となり、高齢者を支える現役世代人口が減少すると推測されます。

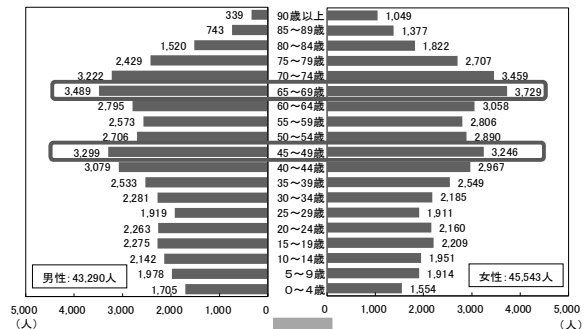
1人の高齢者を支える現役世代
約2人(平成31年)

1人の高齢者を支える現役世代
約1.2人(令和22年)

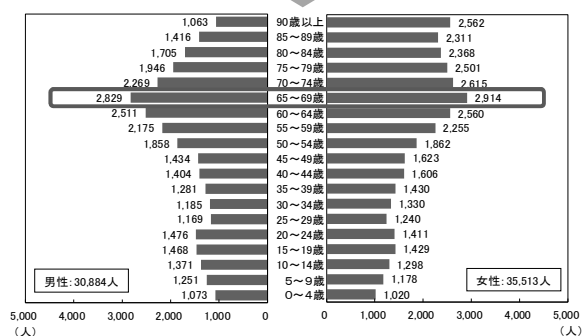
※高齢者1人を支える人数は15～64歳人口
を65歳以上人口で除して算出



◆令和元年



◆令和22年予測



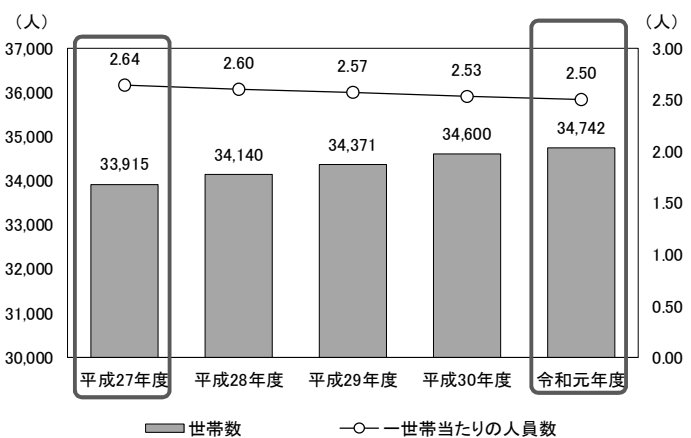
資料: 令和元年分は住民基本台帳(各年4月1日)
令和22年予測は、国立社会保障人口問題研究所推計

(4)世帯の状況

世帯状況をみると、平成27年度から令和元年度で827世帯の増加となっています。一世帯当たりを構成する人員数は、平成27年度の2.64人から令和元年度の2.50人と減少しています。

平成27年度
33,915世帯

令和元年度
34,742世帯



資料: 亀岡市統計書

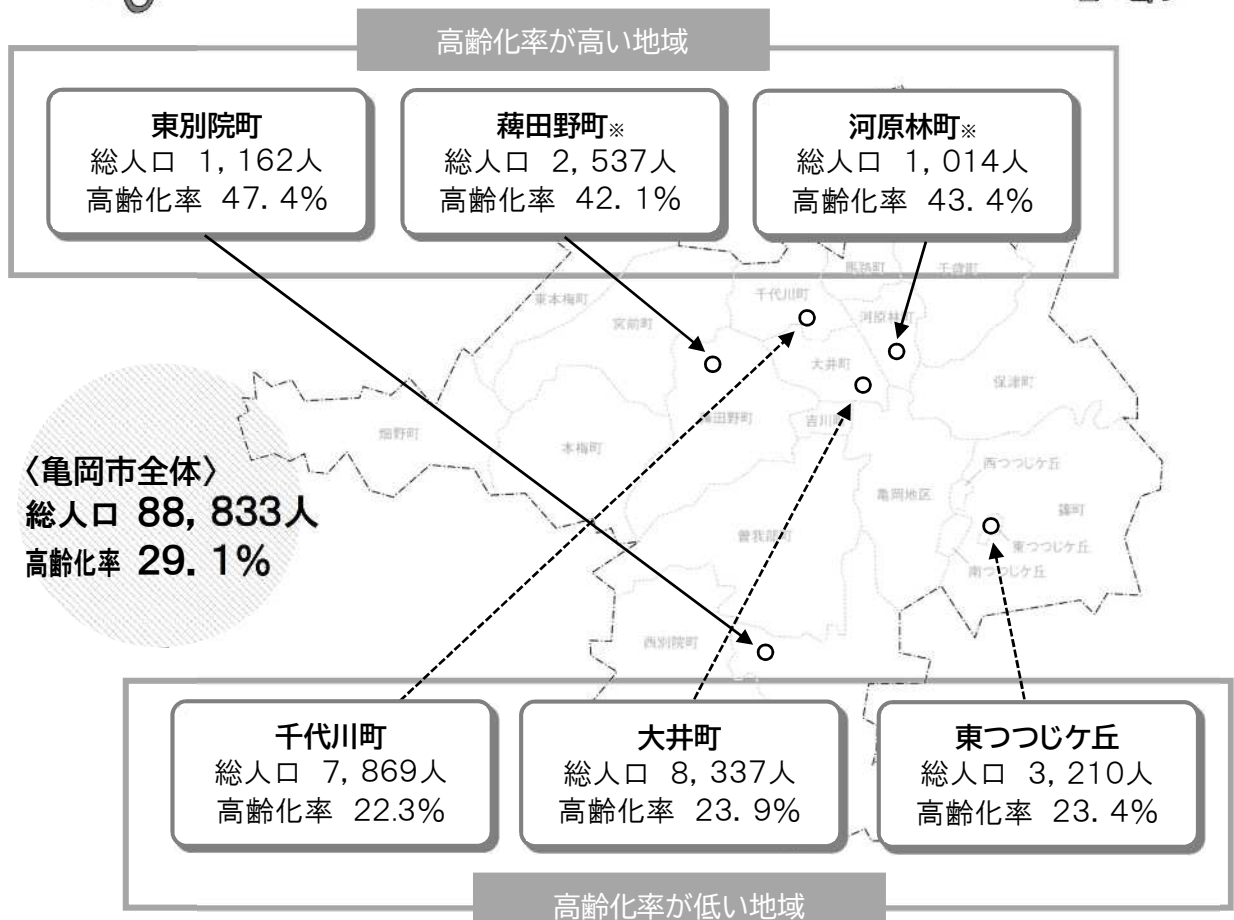
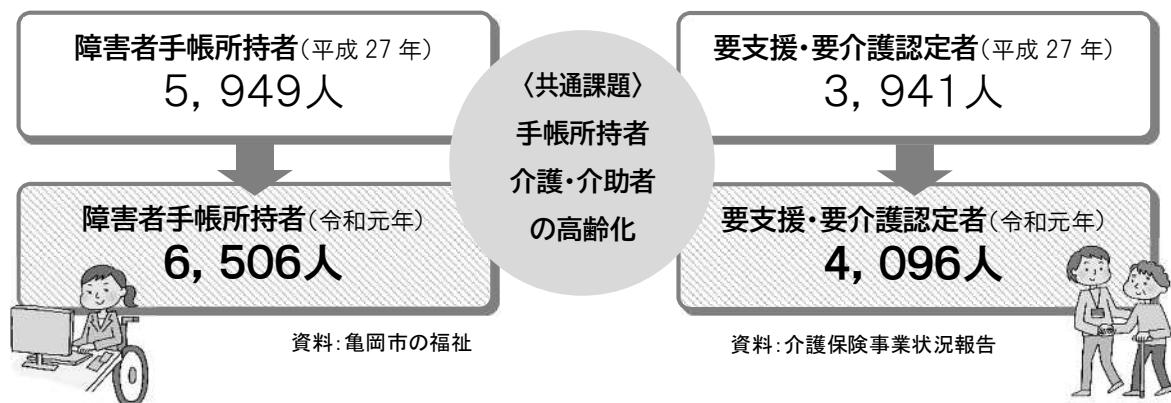
(5) 支援を必要とする人の状況

〈障がいのある人の状況〉

○障害者手帳所持者の状況をみると、平成 27 年から令和元年にかけて所持者は増加しています。所持者については、身体障害者手帳所持者の占める割合が高くなっています。

〈要支援・要介護認定者の状況〉

○要支援・要介護認定者は、高齢者人口増加に合わせて、平成 27 年から令和元年まで増加しています。中でも、要介護 1、3 の認定者が増加しています。また、地域によって人口や高齢化率に大きな違いがみられます。

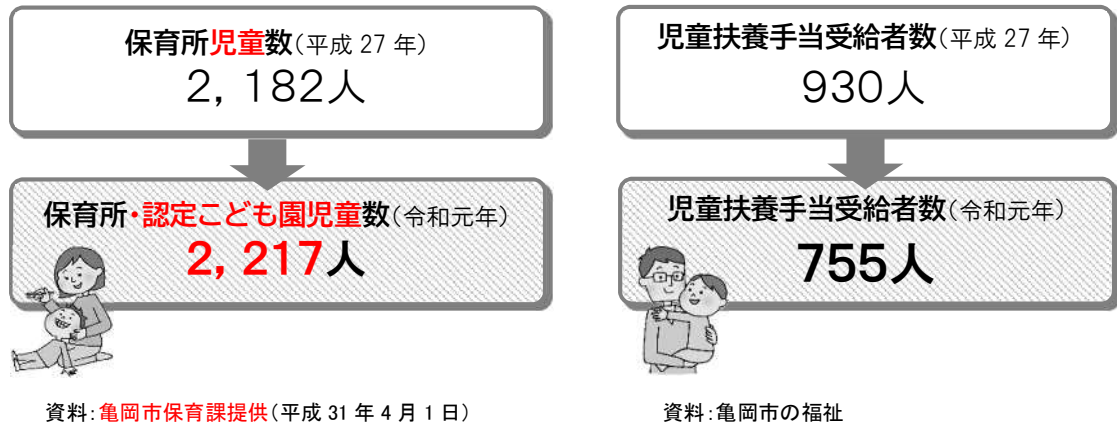


資料：亀岡市市民課提供(平成 31 年 4 月 1 日時点)

※：蔦田野町、河原林町には高齢者に関係した施設があるため、高齢化率は高くなっています。

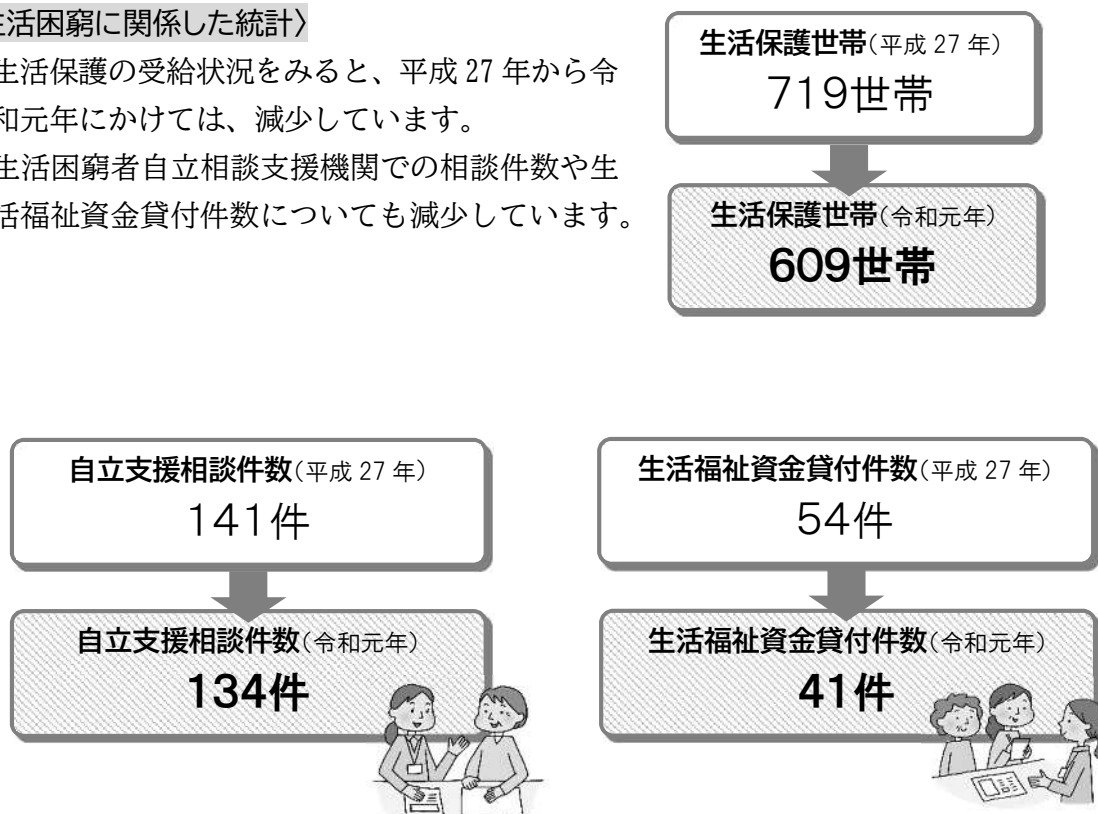
〈児童福祉に関する状況〉

- 保育所・認定こども園の児童数は、平成 27 年と比較して令和元年は増加しています。
- また、児童扶養手当の受給状況については、平成 27 年から令和元年にかけて減少しています。



〈生活困窮に関係した統計〉

- 生活保護の受給状況をみると、平成 27 年から令和元年にかけては、減少しています。
- 生活困窮者自立相談支援機関での相談件数や生活福祉資金貸付件数についても減少しています。



資料: 亀岡市地域福祉課提供

(6)地域福祉活動の状況

〈ボランティアの状況〉

○登録ボランティア数の状況を見ると、ボランティア団体とその会員数は、平成 27 年から令和 2 年にかけて増加しています。

〈民生委員・児童委員の状況〉

○民生委員・児童委員の状況を見ると、人数は、平成 27 年より令和 2 年にかけて横ばいに推移しており、人数的な維持はできていると考えられます。

〈自治会の状況〉

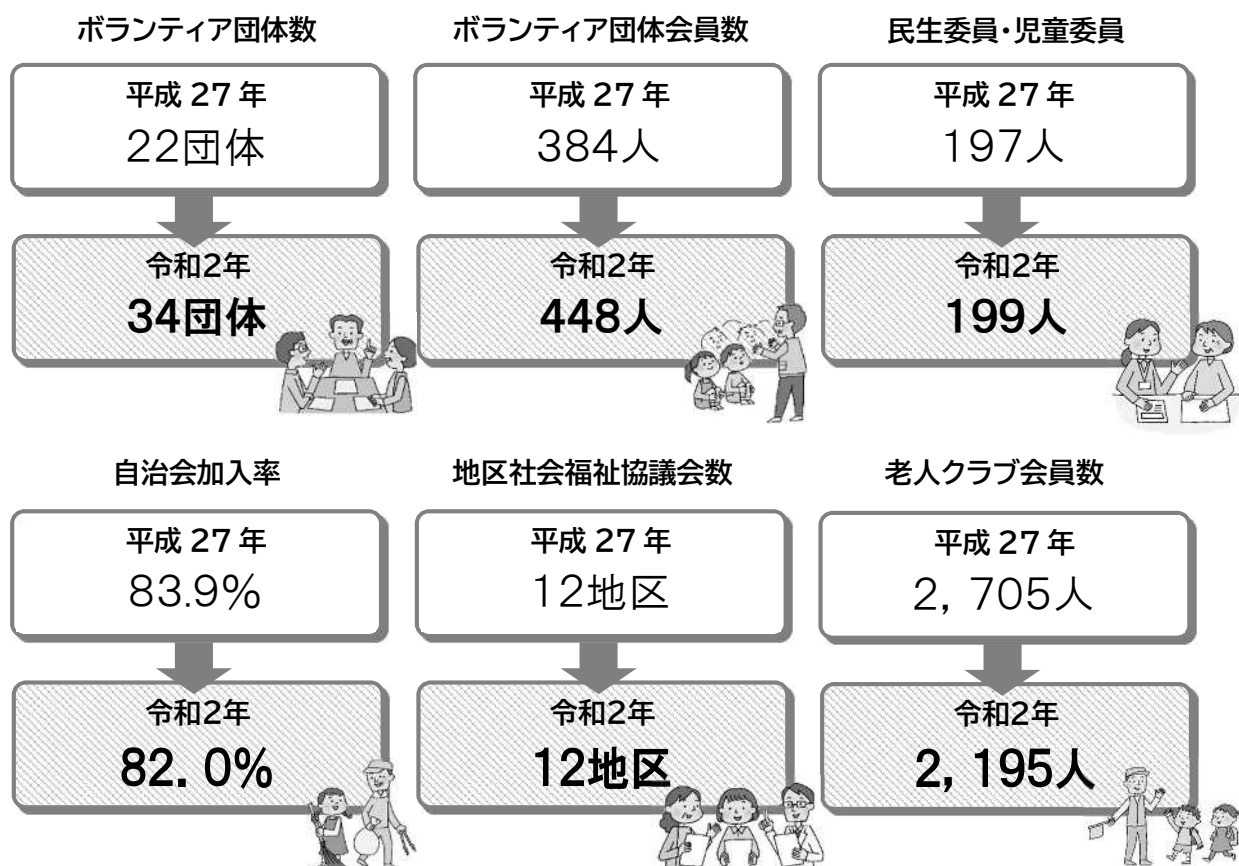
○自治会の状況を見ると、自治会の加入率は減少傾向にあります。

〈地区社会福祉協議会の状況〉

○地区社会福祉協議会については、12 地区で活動を行っています。

〈老人クラブの状況〉

○老人クラブの状況については、60 歳以上の人口は増加しているものの、老人クラブ自体が減少し、それに合わせて会員数も減少傾向にあります。



資料: 亀岡市地域福祉課提供

(7)セーフコミュニティとセーフスクールの取り組み

本市では、「事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できる」という理念のもと、行政と市民等、多くの主体の協働により、全ての人たちが安全・安心に暮らすことができるまちづくりを目指し、WHO（世界保健機関）が進めるセーフコミュニティの認証取得都市として活動を推進してきました。

平成 30 年には、セーフコミュニティの3度目の認証、セーフスクールの2度目の認証を受けています。

セーフコミュニティかめおか対策委員会

セーフコミュニティの活動を進めるため、本市では7つの対策委員会を設置し、取り組みを進めています。

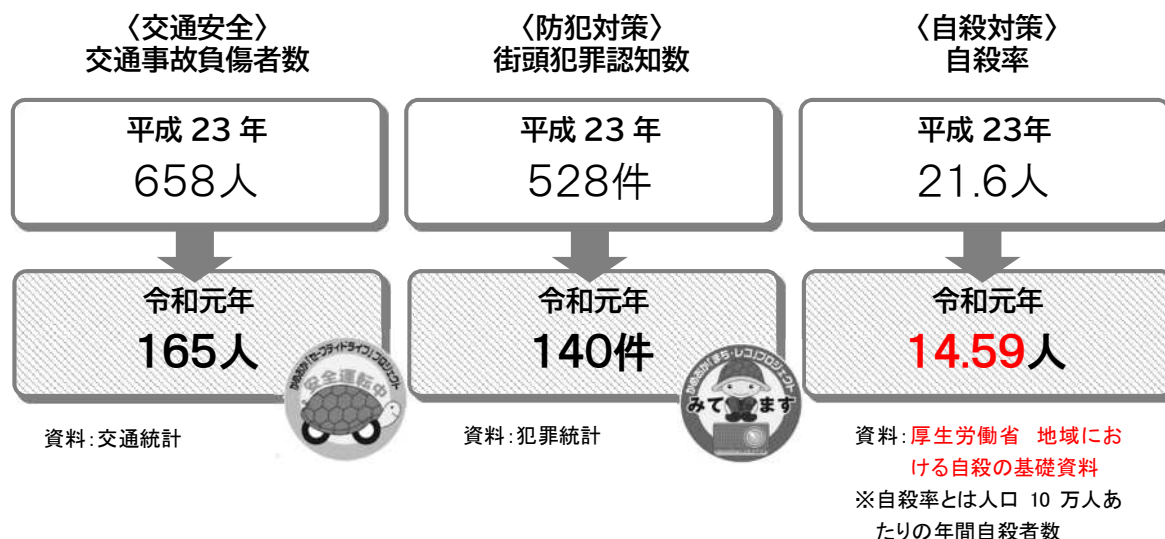
<7つの対策委員会>

「交通安全対策」、「防犯」、「防災」、「自殺対策」、「高齢者の安全対策」、「スポーツの安全対策」、「乳幼児の安全対策」

セーフコミュニティの主な取り組み

<取り組み例>

- 市内の交通事故減少に向けて小学生の自転車大会の開催や高齢者への反射材の配布等の取り組み。
- 街頭犯罪減少を目指し、防犯カメラの設置や地域と行政が連携した防犯活動の取り組み。
- 自殺者数の減少傾向を維持するため、「亀岡市自殺対策計画」に基づき、さまざまな啓発活動や相談窓口の充実等、生きづらさを抱える人の心のケアに関する取り組み。



2 アンケート調査から見た状況

(1) 各種アンケート調査

地域福祉計画の策定にあたり、まずは地域の課題や地域の取り組みなどを把握するため、地域の実情に詳しい市内の民生委員・児童委員、自治会役員及び地域福祉に関する活動をしている事業所や団体へアンケート調査を実施しました。

調査実施概要①

○地域において直接市民と関わる活動をされている民生委員・児童委員、自治会役員の方の考えや意見を計画策定に反映するためにアンケート調査を実施

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
民生委員・児童委員 自治会役員	493	387	78.5%

●調査期間:令和2年7月

●調査方法:郵送による配布・回収

調査実施概要②

○市内で地域福祉に関する活動をしている事業所や団体の皆様の現在の状況や地域の活動等に関しての率直な意見や要望などを把握するためにアンケート調査を実施

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
活動団体	53	41	77.4%

●調査期間:令和2年8月

●調査方法:郵送による配布・回収

① 地域のつながりについて

民生委員・児童委員、自治会役員調査

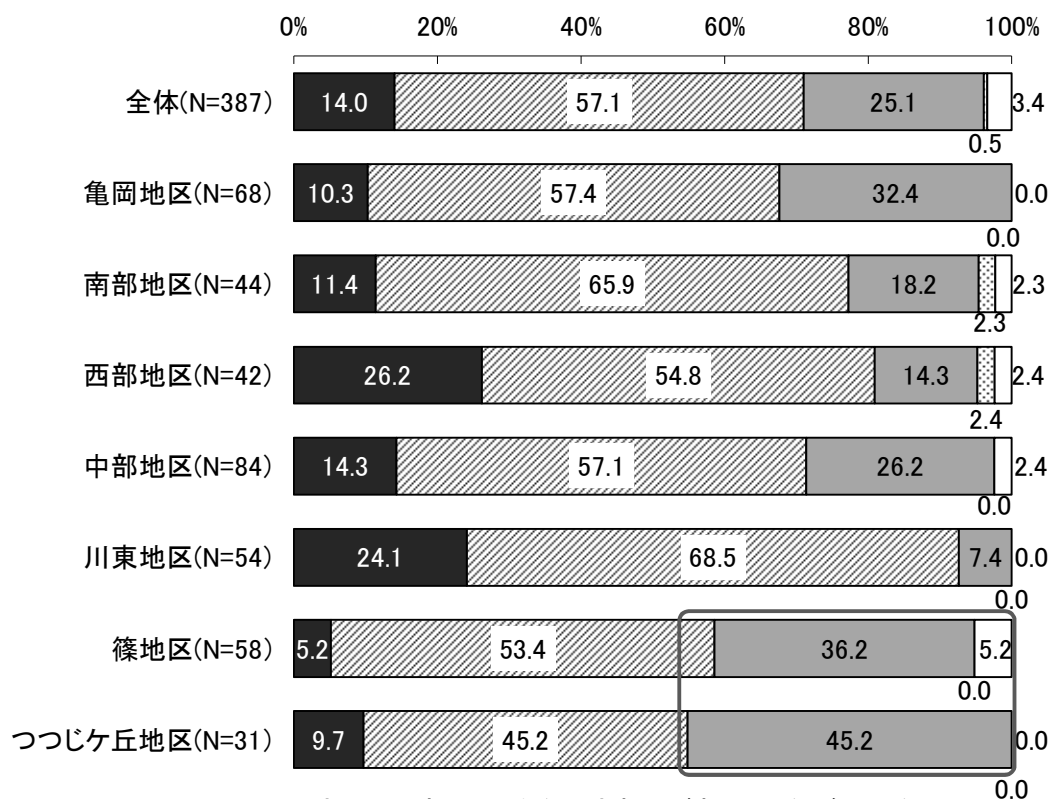
○川東地区では、他の地域と比べ、**地域でのつながりが「強い」及び「まあまあ強い」が最も高くなっています。**

○一方、篠地区やつつじヶ丘地区といった比較的新しい住宅地がある地域では、「**挨拶をする程度で日常的な付き合いはなく、つながりはあまり強くない**」が高くなっています。



○全体でみると、「**日常的な付き合いがあり、つながりはまあまあ強い**」が **57.1%**と最も高くなっていますが、「**挨拶をする程度で日常的な付き合いはなく、つながりはあまり強くない**」の割合が高い地域もあり、地域ごとに状況が異なっていることがわかります。

◆民生委員・児童委員、自治会役員調査



- 困ったときに助けあえるような付き合いがあり、つながりは強い
- ▣ 日常的な付き合いがあり、つながりはまあまあ強い
- 挨拶をする程度で日常的な付き合いはなく、つながりはあまり強くない
- 近所との付き合いがなく、つながりは弱い
- 不明・無回答

② 地域の課題に感じていること

民生委員・児童委員、自治会役員調査

○「地域の役員などのなり手がいない」が最も多くなっています。

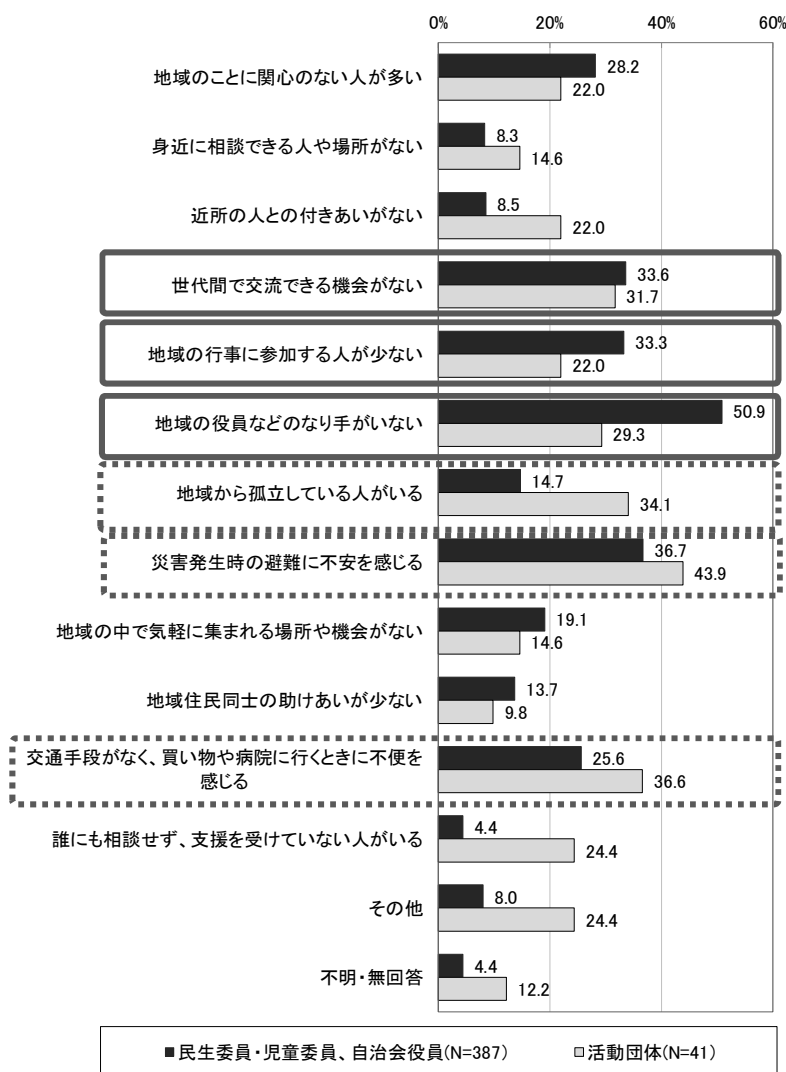


活動団体調査

○「災害発生時の避難に不安を感じる」が最も多くなっています。



○民生委員・児童委員、自治会役員では、役員のなり手に次いで世代間交流の機会や地域行事への参加者が少ないことを課題と感じています。活動団体では、災害時の避難に次いで、地域から孤立している人がいることや買い物や通院等の交通手段がないことを課題と感じています。



③ 地域の中で見守りが必要な人や気がかりな人

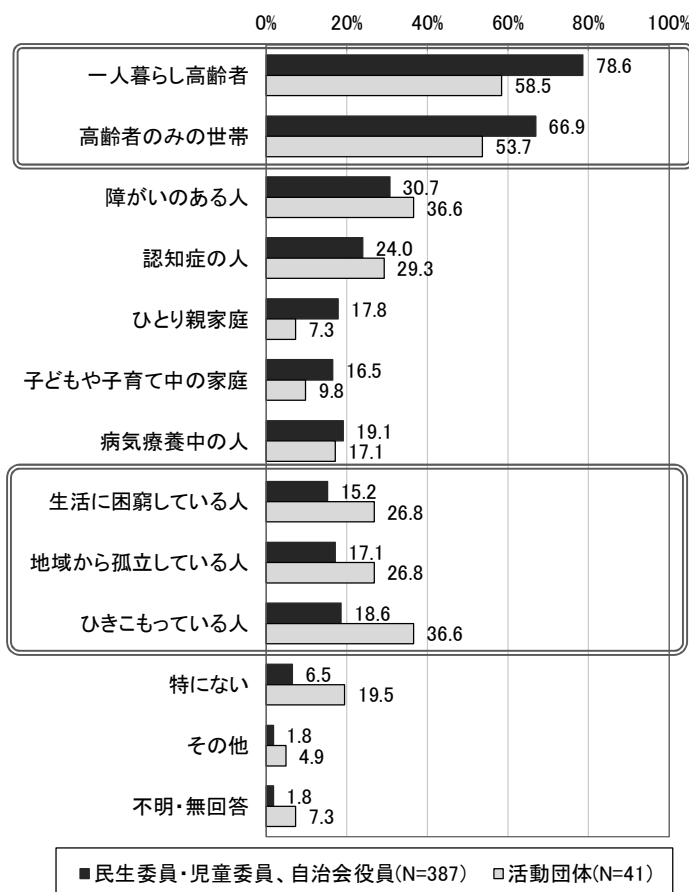
民生委員・児童委員、自治会役員調査

活動団体調査

○地域の中で見守りが必要な人や気がかりな人をみると「一人暮らし高齢者」「高齢者のみ世帯」が多くなっています。



○「一人暮らし高齢者」や「高齢者のみの世帯」に次いで「障がいのある人」、「認知症の人」が多くなっています。活動団体では「生活に困窮している人」、「地域から孤立している人」、「ひきこもっている人」なども多くなっています。



課題を抱えている人を発見する機会を尋ねたアンケートでは、次の3つが上位にあがっています

地域の見守り

活動から

57.9%



近所の人から

の相談

40.1%



地域の団体の

役員などから

24.3%



◆ 民生委員・児童委員、自治会役員調査(複数回答)

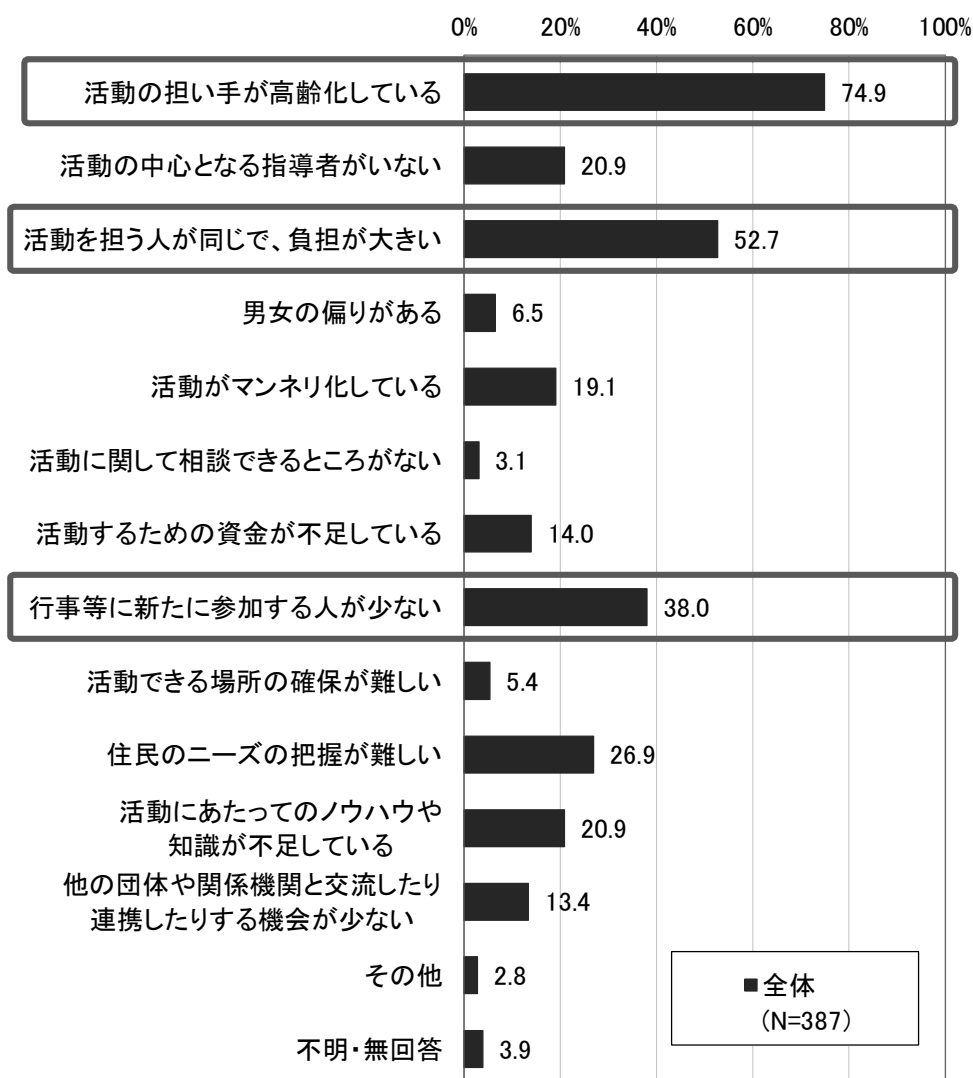
④ 地域の支えあいや助け合いについての課題

民生委員・児童委員、自治会役員調査

○地域の中で、支えあいや助け合いの活動をする上で課題となっていることについては、「活動の担い手が高齢化している」が多くなっています。



○担い手が高齢化、固定化し、負担が増している状況の中、行事等・活動に参加する人が少なく、新たな担い手を確保することが難しい状況になっています。



⑤ 安心して暮らすために地域に必要な地域福祉活動

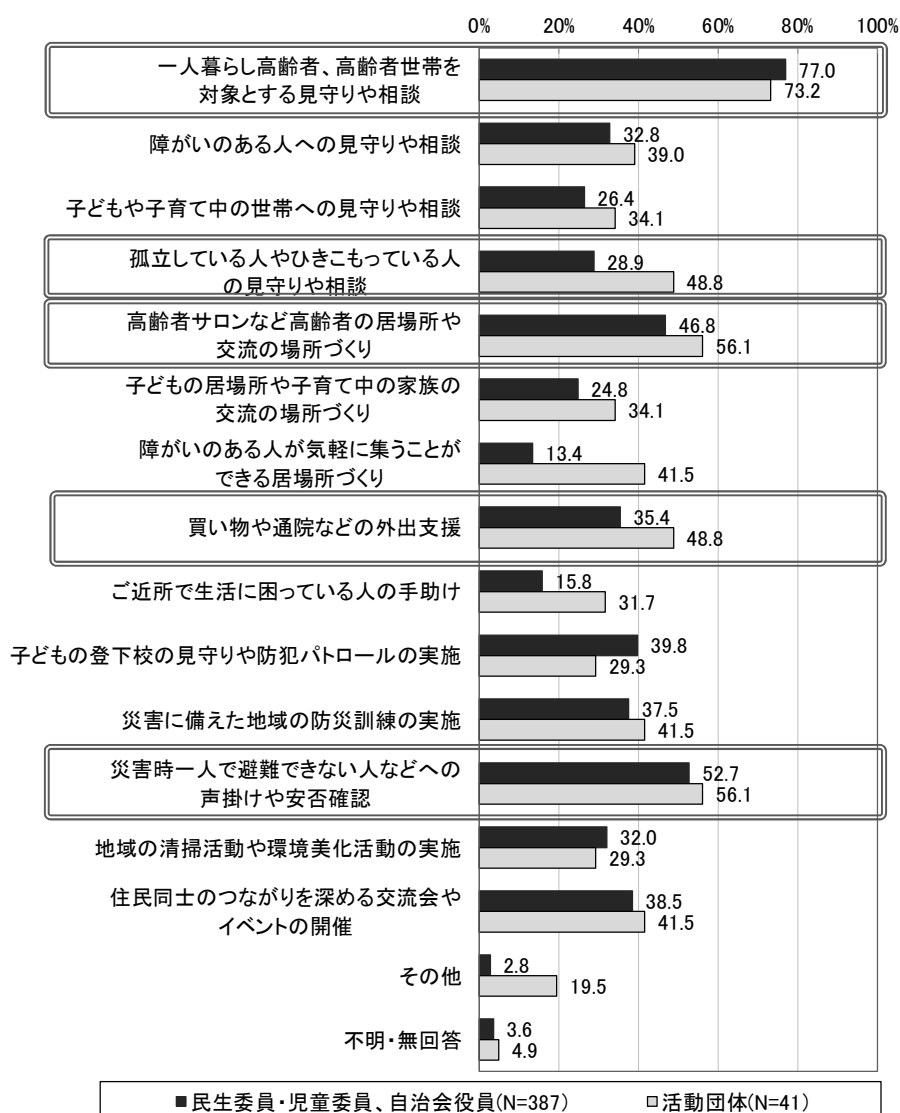
民生委員・児童委員、自治会役員調査

活動団体調査

○安心して暮らすために必要な地域福祉活動は「一人暮らし高齢者、高齢者世帯を対象とする見守りや相談」、「災害時一人で避難できない人などへの声掛けや安否確認」が多くなっています。



○高齢者への見守りや相談、交流の場づくり、災害時の安否確認などを必要と考える回答が多くなっています。活動団体では、「買い物や通院などの外出支援」や「孤立している人やひきこもっている人の見守りや相談」が必要との回答も多くなっています。



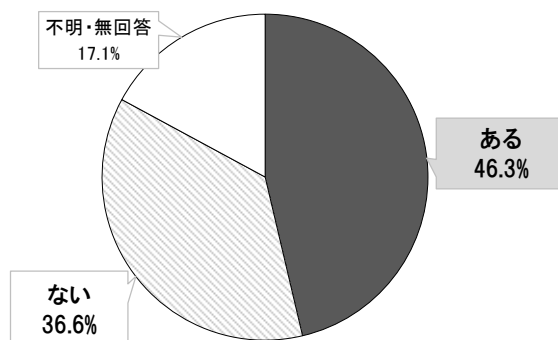
⑥ 解決が困難でも他の団体との連携によって解決した例

活動団体調査

○活動団体で、見守りが必要な人や気がかりな人との関わりで解決が困難で他の団体と連携したことがあるかどうかについては、「ある」が46.3%となっています。



◆解決が困難で他の団体と連携したことがあるかどうか



○困難だった事例をみると、高齢者の孤立や生活困窮、8050 問題などの課題が複合しているケースが多くなっています。

○高齢化が進む中で、今後も複合した課題が多くなると予測されます。

〈連携により解決した例〉

●高齢者の社会的孤立

〈概要〉

難聴や股関節障がいのある夫婦で近隣とは離れた場所に家がある。また夫婦ともに認知症のため通院等の日を間違えるなど日常生活に問題が出てきたケース。

〈困難理由〉

夫婦が支援者を拒否し、攻撃的な態度を示すことがあり、また親族とも疎遠となっていたケースで、介護サービスに結びつけることが困難だった。



〈連携内容〉

- ・地域包括支援センター、民生委員、自治会、疎遠だった親戚、行政等でケース会議をして情報を共有し、連携支援を行った。



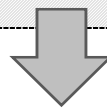
●ひきこもりと生活困窮

〈概要〉

生活困窮状態の母親が地域から孤立、子どもは60歳でひきこもり。高齢化や病気を機に問題が一機に表面化したケース。

〈困難理由〉

地域のつながりを拒否し、孤立していたため、必要な支援につながらず、事態が悪化した。母親と子どもの双方に支援が必要だが、子どもの状況を把握できていなかった。



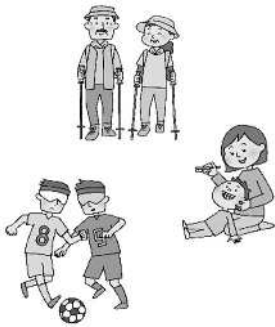
〈連携内容〉

- ・亀岡市（相談員）がコーディネーターとなり、医療、介護等の支援機関が連携し、母親と子どもの双方への支援体制を構築した。



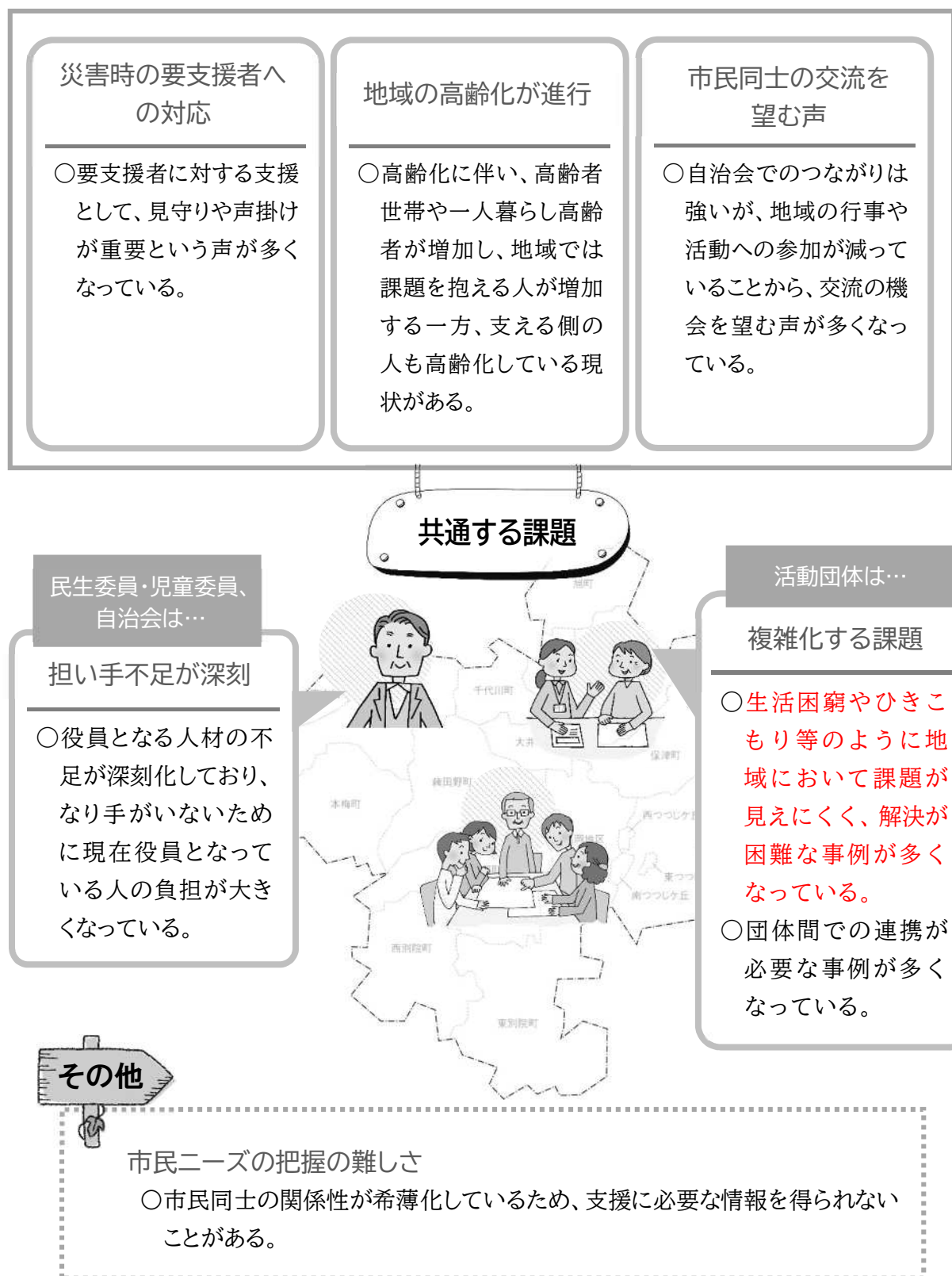
(2)グループワーク(策定委員会内で実施)

本計画の策定委員会において、それぞれの委員の立場から感じる地域福祉に関係した課題を把握するために、グループワークを実施しました。グループワークで出た意見を分野ごとに取りまとめています。

分野	内容
 地域のつながり	○自治会のつながりは強い。 ○地域の課題については、普段からのつながりを増やして、地域で対応できる力をつけていくことが大事。 ○価値観やライフスタイルの違い、交流の機会が少ないことなどから新しく引っ越して来られる人とのルールの共有が難しくなっている。 ○SNS等のインターネットを利用したつながりも増えているが、実際に会って話すことも大切。
 子育て・高齢者・障がい者	○地域やご近所同士で、課題を解決できるようにするためには、元気な高齢者を巻き込んで取り組んでいくことが必要。 ○子育て中はさまざまな問題や課題があるが、そんな時に地域で話や悩みを聴いてもらえる場所があることがありがたいと思っている。 ○高齢化が進む中で、それぞれの健康状態に対応した施策に取り組んでいくことが必要。 ○障がい者団体等の活動や事業を周知し参加を呼び掛けているが、なかなか活動が広がっていない。
 災害対策	○個人情報保護の観点から踏み込んだ情報について共有することが難しく、災害時や地域で助け合わないといけない時の情報が少なく不安。 ○災害が起こった時の避難について、日頃からの話しあいが必要。 ○一人暮らし高齢者等、地域で孤立しやすい人に対して、どのように避難を促していくのかを考える必要がある。
 地域課題	○居場所づくりのための組織をつくるも、後継者がいない。 ○複合的な課題が多くなり、地域での対応が難しくなっている。 ○地域課題はどこまでで解決となるのかわからない。 ○地域の行事に参加する人が少なくなってきた。

(3)市民の意見まとめ

民生委員・児童委員・自治会役員アンケート調査、活動団体調査、グループワークの結果からみえる課題を取りまとめています。



3 前回計画の検証

前回計画及び中間見直しの内容を振り返り、各基本目標に対する具体的な取り組み内容の進捗や成果、課題を取りまとめ、本計画を策定する上での課題を以下のとおり整理しました。

基本目標1 顔の見える関係づくりを進める「絆づくり」

1 地域の見守りネットワークの充実 中間見直し重点項目

主な取り組み

- 身近な相談機関の充実及び連携強化／○社会福祉協議会と自治会や各団体との連携強化／
- 民生委員・児童委員活動の実施

〈成果〉

- 生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議等を通じて、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自立相談支援機関、地域包括支援センター等との連携強化を図った。
- 地域のふれあいサロン活動やふれあい交流イベント等の開催を通じて普段からの顔の見える関係づくりを行ったことで、自治会や地区社協、各種団体などの見守りへの意識を高める活動ができた。
- 民生委員・児童委員が、地域の身近な相談役として、また専門機関へのつなぎ役として、さまざまな関係機関と連携しながら活動できるよう支援した。

〈課題〉

- 地域では、8050問題や長期ひきこもりの人を抱えた世帯、複合的な困難を抱えた世帯など**長期的、継続的な支援が必要な困難な事例がある。**
- 複雑な課題が増加しているが、地域の担い手は高齢化・固定化しており、負担が増えている。**新たな担い手の発掘・育成が必要である。**
- 市民同士の関係性が希薄化し、**市民ニーズの把握や情報収集が困難**になっている。

2 地域の福祉課題の理解促進

主な取り組み

○地域福祉の理念の普及・啓発活動の実施／○人権問題に関する各種啓発事業の実施

〈成果〉

- ヒューマンフェスタ等のイベントを通じて、多くの人権問題について市民への啓発を行うことができた。
- 隣保館・児童館を「人権と福祉の拠点施設」として幅広く活用し、高齢者や子育て世代などの市民の交流や生きがいづくりの場として広く活用されるようになった。
- 地域でのサロン活動等への支援や福祉への理解促進のための事業を通じて、地域福祉の輪を広げる啓発ができた。

〈課題〉

- SNS などでの誹謗中傷等による差別を生み出さないよう、**人権問題に対する正しい知識を啓発する必要がある。**
- 福祉課題への関心を高めるため、さまざまな機会を通じて、**周知・啓発を進める必要がある。**

3 生活困窮者への支援

主な取り組み

- 自立相談支援を通じた、生活再建及び自立に向けた継続的な支援の実施／
- 生活困窮者が抱える複合的な課題に対応するための取り組みの実施

〈成果〉

- 生活困窮者に対し、住居確保給付金支給事業や一時生活支援事業等の各種制度を活用しながら必要な支援を実施することで、生活保護に至るまでのセーフティネットとしての機能を果たすことができ、生活再建に向けた支援ができた。
- 関係機関との連携により、生活困窮者の複合的な課題の解決に向けたスムーズな支援ができた。

〈課題〉

- 支援につながっていない生活困窮者を必要な支援につなげるため、**民生委員・児童委員や自治会等の地域住民との連携強化**が必要である。
- 対象者が抱える課題は、福祉や経済的な課題と教育や医療等の幅広い分野の課題が複合化しており、**一つの支援機関だけでは解決が難しく、幅広い関係機関との連携が今後ますます重要になっている。**

4 社会的孤立の防止

主な取り組み

○社会的孤立防止対策事業の実施／○ひきこもり相談支援の実施／○認知症啓発事業の実施／○亀岡市セーフコミュニティ推進事業の実施

〈成果〉

- 令和元年度までに、郵便局をはじめとした 50 箇所と「**亀岡市要支援者発見・通報事業**」に係る協定を締結し、協定団体との連携により、早期の要支援者の発見に努めた。また、寄り添いサポーターの養成により、社会的孤立状態にある人やその家族の「発見」、「見守り」、「つながりづくり」の支援を行った。
- ひきこもり家族教室では、ひきこもりに悩む当事者や家族が研修会やレクリエーション等を通し、ひきこもりについての理解を深め、情報交換することで、心身の負担の軽減や気分転換につなげ、孤立を防ぐための居場所とすることができた。
- 認知症市民公開講座や認知症サポーター養成講座を経年的に実施し、認知症への理解促進に努めた。
- セーフコミュニティとして、自殺、交通安全、防犯、スポーツの安全、乳幼児の安全、高齢者の安全の6つの対策委員会を設置し、行政や関係機関、市民が連携して取り組みを行ったことで、安全・安心なまちづくりに努めた。

〈課題〉

- 見えにくく支援につながりにくい課題を早期に発見するためには、**市民の福祉への理解促進**を一層進めるとともに、**相談窓口の周知**に努める必要がある。
- ひきこもりや認知症などへの理解が進み早期発見に結びついてきている例も増えつつあるが、課題が複雑かつ多岐にわたり、解決に向けて**長期的な支援**が必要である。

基本目標2 助け合いのできる地域を支える「人づくり」

1 市民参加による地域福祉の推進

主な取り組み

- くらしのサポートサービスの実施／○認知症カフェ等の認知症家族支援事業の実施／
- 障がい者福祉大会等の啓発事業の実施／○市民活動団体への活動支援

〈成果〉

- 日常生活に課題を抱える高齢者等に対する支援のためのボランティア活動の協力会員を募ることができ、市民の福祉活動への参加促進につながった。
- 認知症カフェへの参加により、悩み事を相談するなどストレスの緩和や家族支援の場とすることができた。
- 障がい者福祉大会を障がいの有無の垣根を超えた地域住民の交流の場として定着させることができ、幅広い市民への啓発にもつながった。
- 市民活動推進センター登録団体を中心として、団体同士が集まり交流する場を設けることができた。

〈課題〉

- 人材が不足しており、担い手となる人が固定化している。新たな担い手を増やしていくための掘り起こしや**若い世代へのアプローチ**などが必要になっている。

2 生活支援サービスの活性化に向けた担い手づくり

主な取り組み

- 福祉コミュニティ事業の推進／○地区社協の活動支援

〈成果〉

- 地域のサロン等の設立促進やサロン参加者や団体同士の関係づくり、つながりづくりの場を提供した。
- 認知症サポーター養成講座や徘徊模擬訓練等を開催し、地域で孤立することを防止し、見守り支援あう活動を広げることに寄与した。また、それぞれの地域のニーズに応じて展開されている活動に対して、助成金等の支援を行った。

〈課題〉

- 高齢化等により担い手が減少してきており、新たな人材の育成が必要になっている。

3 新たな担い手づくり 中間見直し重点項目

主な取り組み

- 生涯学習を通じた学習の機会の提供／○ファミリー・サポート・センター事業

〈成果〉

- 事業によっては、市内小中学校にも参加を呼びかけることで、子どもや子育て世代の参加促進ができ、市民の学びを生むことにつながっている。
- 子育て支援センター併設の「かめおかっこひろば」における、おねがい会員の会員登録時に、子育ての相談を受け、子育て支援センター職員をはじめとする他機関と連携しながら利用者の悩みに寄り添うことができた。

〈課題〉

- 若者世代や外国籍市民など参加が少ない世代等への周知・啓発を図るとともに、学習機会を充実させていく必要がある。
- 事業を利用したい人は増加しているが、事業を支える側の人々が減少しており、事業の継続が難しくなっている。

4 支援をつなぐコーディネート機能の充実

主な取り組み

- 社会福祉協議会ボランティアセンターの運営／○支えあいまちづくり協働支援金事業／○コミュニティビジネスを支援する仕組みづくり

〈成果〉

- 社会福祉協議会ボランティアセンターにおいては、登録団体が増え、福祉施設や各地のサロン等からのボランティア派遣要請が増加した。
- 亀岡市まちづくり協働推進委員会と協力し、制度や実施手法の改善を図り、新規立ち上げ事業に対する支援を行った。
- 大学連携事業や亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業、市民活動を市民が支えることを目的として設立した亀岡 NAWASHIRO 基金を通じて、コミュニティビジネスにつながる事業を支援できた。

〈課題〉

- ボランティアにおいては、個人での登録が少なく、**会員の高齢化**が課題となっている。
- 地域の活動団体への支援を行っているが申請団体が減少しており、成功事例の検証により、より利用しやすい充実した支援制度への見直しが必要である。

基本目標3 安全・安心に暮らすための「地域づくり」

1 災害時の助け合い活動の促進 中間見直し重点項目

主な取り組み

○災害時要配慮者支援／○災害ボランティアセンターの設置／○防災訓練の実施・ハザードマップの作成／○聴覚障がい者・手話通訳者会との災害時対応体制の構築

〈成果〉

- 災害発生時には、自治会や民生委員・児童委員等が協力して、避難行動要支援者名簿に掲載されている人をはじめとした要支援者の避難支援や安否確認を行った。
- 災害時における近隣との協力体制を構築するため、京都市町村社協連合会南丹ブロック(南丹市・京丹波町・亀岡市)の2市1町において協定を締結した。
- 防災訓練を通じた市民及び関係機関との連携や「亀岡市洪水ハザードマップ」の作成及び全戸配布により、市民の防災意識の向上に努める活動を行った。
- 聴覚障害者協会の会員においては、災害時の安否確認における連絡方法として、LINEによる連絡方法を一部導入した。また、会員以外においても、亀岡市防災メールの導入支援等により少しでも多くの避難情報を得られるような活動を行った。

〈課題〉

- 災害時要配慮者支援においては、個人情報保護も踏まえ、自治会や民生委員・児童委員の**協力体制の整備や個別避難計画の策定**などを進める必要がある。
- 災害ボランティアにおける、平常時からの取り組みや近隣住民との協力関係の構築を行っていく必要がある。
- 市民がハザードマップを活用して災害時への備えができるよう、**防災訓練等の機会を活用**して、さらなる周知をしていく必要がある。
- 手話通訳者が支援できる範囲は、日頃意思疎通支援等がかかわっている人に限られており、すべての聴覚障がいのある人には対応できていない。

2 安全・安心のための取り組み・情報共有・相談体制の強化

主な取り組み

- 各種相談窓口の設置(福祉なんでも相談窓口、障がい者相談支援、市民相談、家庭児童相談 等)／
- 地域包括支援センターの設置／○子育て支援事業(かめおかっこひろば、ゆりかごひろば)の実施／
- 障がい福祉サービス事業の実施／
- 地域生活支援事業(ガイドヘルパー派遣事業、日中一時支援事業 等)の実施

〈成果〉

- 福祉なんでも相談窓口として、相談先がわからない市民の福祉ニーズに対して、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関と連携しながら複雑・複合的な課題の解決に向けた取り組みを行った。
- 学校や警察、児童相談所等との連携促進により、児童虐待への早期対応ができた。
- 地域包括支援センターにおいて、行政や自治会、民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、高齢者の介護や日常生活に関わる困りごとなどへの対応を行った。
- 子育て家庭の孤独感や不安感などを解消するため、交流の場の提供や相談支援などを実施した。
- 障がいのある人の外出時の安全な移動や介助、見守り支援の実施や仲間と集える居場所づくりを行った。

〈課題〉

- 複雑・複合的な課題を抱える人が多く、特に本人が拒絶する場合は安否確認することし
かできず、支援が難しい場合がある。
- 地域包括支援センターも含め、介護分野においては**慢性的な人材の不足**が問題となっ
ている。
- 障がいのある人の相談について、対応困難な事例の増加により、**対応時の手法も複雑化**
している。

3 権利擁護体制の充実 中間見直し重点項目

主な取り組み

- 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)／○成年後見制度利用支援事業／
- 高齢者虐待防止対策の推進／○児童虐待防止対策の推進／
- 障がい者虐待防止対策の推進／○DVの未然防止に向けた啓発／○DV被害者への支援

〈成果〉

- 判断能力が十分でない人を対象に、本人の意思決定を尊重し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援をし、対象者の生活の安定に努めた。
- 高齢者虐待の分野では、地域包括支援センターが機能しており、市民向けパンフレットによる啓発効果もあり、早期での相談件数が増加傾向にある。
- DV被害者への支援として、「亀岡市女性の相談室」を設置し、相談者の悩みを聴いたり、必要な支援につなげたりすることで、生きづらさを抱えた女性の心の整理を行うなどの支援を行った。

〈課題〉

- 福祉サービス利用者において、複雑な課題を抱えた利用希望者が増えているため、関係機関と連携して対応していく必要がある。
- 高齢者虐待の認知度の向上に向けて、パンフレットだけでなく、講演会等の実施により、さらに啓発する必要がある。
- 女性の相談室への相談件数は、年々増加しており、相談対応者の研修の充実などにより相談対応の質の向上が必要となっている。また、関係機関との連携強化により、被害者支援の拡充を図っていく必要がある。
- 成年後見制度について啓発・周知が十分でない。

4 課題のまとめ

統計資料やアンケート調査、グループワーク、また前回計画の評価を踏まえ、本計画を策定する上での5つの課題をまとめています。

(1)地域のつながりの強化

本市では、人口減少や少子高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化する一方で、高齢者世帯や単身世帯、課題を抱え地域で孤立する世帯など支援を必要とする人が増加しています。このような状況の中で、地域行事への参加、世代間の交流の必要性を感じる人も多く、地域のつながりを深める機会づくりや支えあい、助け合いの仕組みづくりが必要となっています。地域のつながりを強化していくためには、市民が福祉に関心を持つことができる機会を増やすとともに、地域行事等への参加を促進し、地域への愛着の醸成や支えあい・助け合い活動への参加につながる取り組みを推進する必要があります。



〈統計資料では〉

- 少子高齢化は進行し、人口も減少が続いている。
- 一世帯当たりの人員数は減少し、高齢者世帯が増えている。



〈各種調査では〉

- 地域のことに関心のない人が多いと感じている。
- 世代間で交流できる機会が少ないと感じている。

(2)担い手の育成

人口減少や高齢化、就業年齢の延長などにより、地域福祉活動の担い手不足が深刻化しています。今後、市民の主体的な参加を図っていくため、人権意識や福祉への関心を高めるとともに、地域福祉の重要性について理解を広めていく取り組みが必要です。また、支援を必要としている人の増加に伴い、福祉の専門職や地域福祉活動を担うリーダーとなる人材の育成や活動団体への支援にも取り組んでいく必要があります。



〈各種調査では〉

- 地域の役員などなり手がいないと感じている。
- 活動の担い手が高齢化していると感じている。



〈施策評価では〉

- 高齢化や就業年齢の延長により、担い手不足が続いている。
- ボランティアに対する意識の変化もあり、地域福祉活動を担う協力者の調整が難しくなっている。

(3)見えにくい課題の発見と相談支援体制の整備

生活上の困難を抱える人は増加傾向であることに加え、複数の課題を抱え、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、さまざまな角度からの支援が求められています。こうした課題は地域の中で見えにくく支援につながらないまま状況が悪化する場合があります、地域の見守り体制の充実や課題を早期に発見し、適切な支援につなぐための相談支援体制の整備などが必要となってきました。今後、関係機関同士の情報共有や支援の連携のあり方などについて検討を進め、複雑化する課題への包括的、重層的な支援体制整備を図る必要があります。



〈各種調査では〉

- 孤立している人やひきこもりの人の見守りや支援が必要である。
- 困難な事例は、一つの団体だけでは解決が難しく、連携し対応することが必要である。



〈施策評価では〉

- 複雑複合的な課題を抱える人が増加しており、相談窓口体制の充実が必要である。
- 困難な事例に対し地域や関係機関が連携して必要な支援を行う仕組みが必要である。

(4)災害時支援体制の強化

台風や集中豪雨などの自然災害が頻発する中で、地域の防災訓練など災害に対する意識を高める取り組みや一人で避難できない高齢者や障がいのある人などへの見守りや避難支援が大切になっています。

一方で災害時に行政ができる対応には限界があり、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織、また関係機関等との連携による避難支援体制を構築することが求められています。

また、支援者が役割分担をしながら、迅速な避難支援を行うための個別避難計画の作成が必要です。



〈各種調査では〉

- 災害時の避難に不安を感じている人が多い。
- 一人で避難できない人への声掛けや安否確認が必要となっている。
- 日ごろから避難の方法を話し合っておく必要がある。



〈施策評価では〉

- 一人で避難できない人に対する災害時の支援を行うために、自治会や民生委員等の協力体制や個別避難計画の作成などを進める必要がある。
- 平常時から災害ボランティアの取り組みを図る必要がある。

(5)生活支援体制の充実

誰もが安心して暮らしていくためには、一人ひとりが理解され尊重される環境が必要であり、さまざまな課題を抱えながらも、地域との関わりの中で生きがいを持って暮らし続けられる支援が必要となっています。

また自立した生活を送るためには、さまざまな福祉サービスや成年後見制度等の利用につなげていくことが必要であり、こうした制度の周知や充実が必要となっています。



〈各種調査では〉

- 外出支援等、生活に困っている人の支援が必要だと感じている。
- 高齢者世帯、一人暮らし高齢者が増加し、支援を必要な人も増えている。



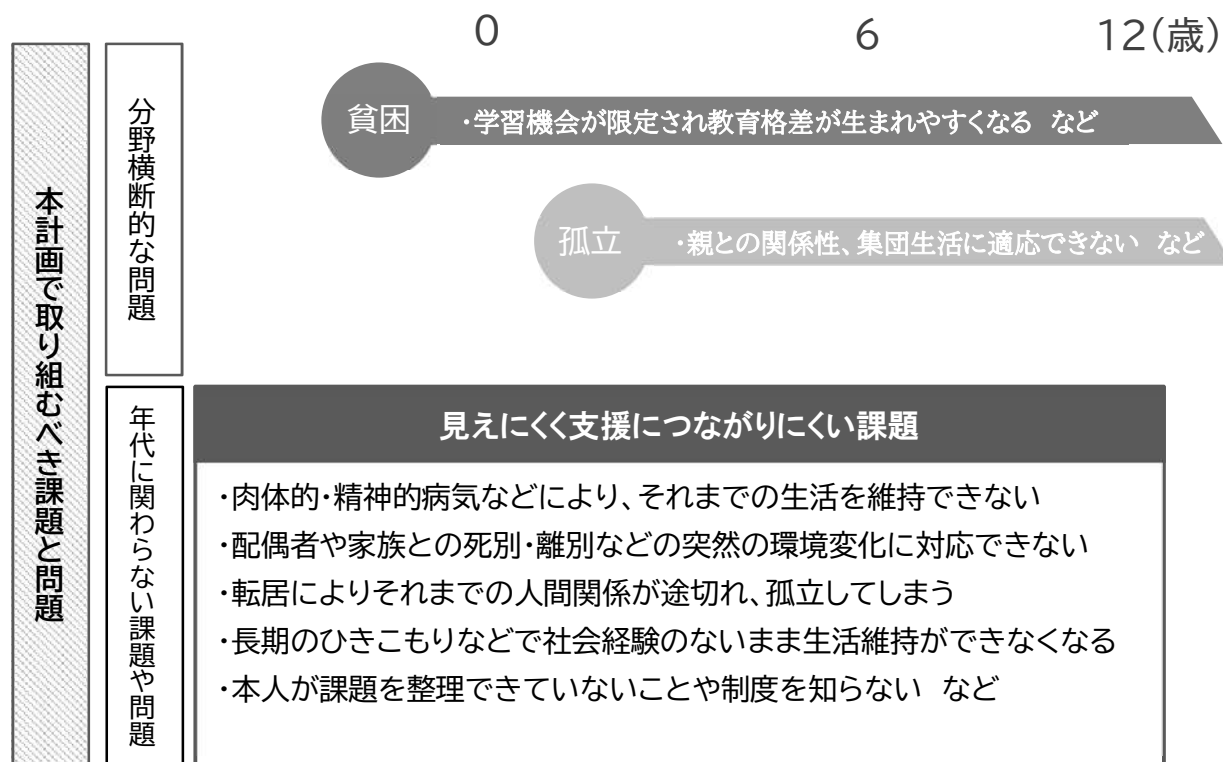
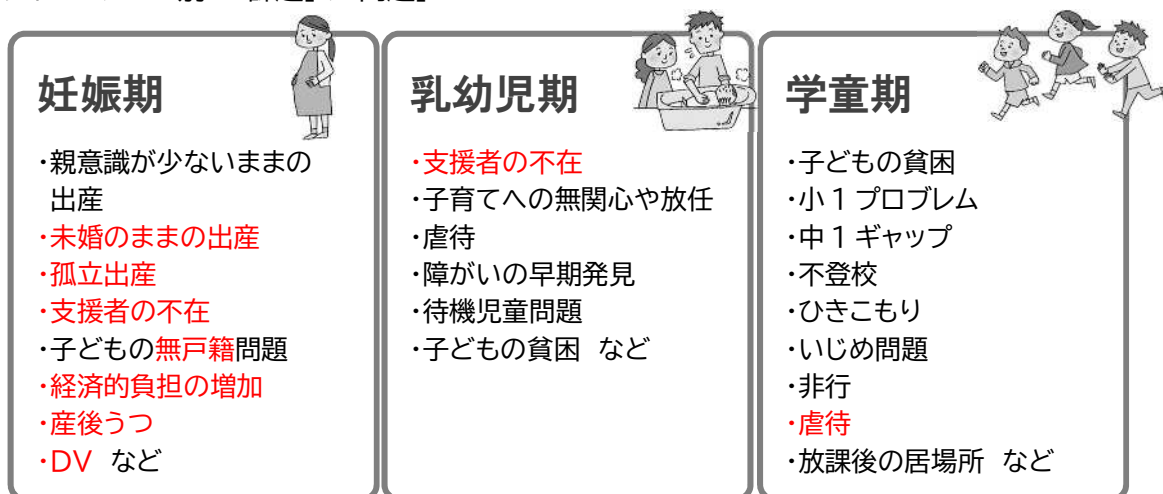
〈施策評価では〉

- 成年後見制度や福祉制度に対する市民への周知・啓発が十分ではない。
- さまざまな福祉サービスを支える福祉人材の確保や育成が課題である。

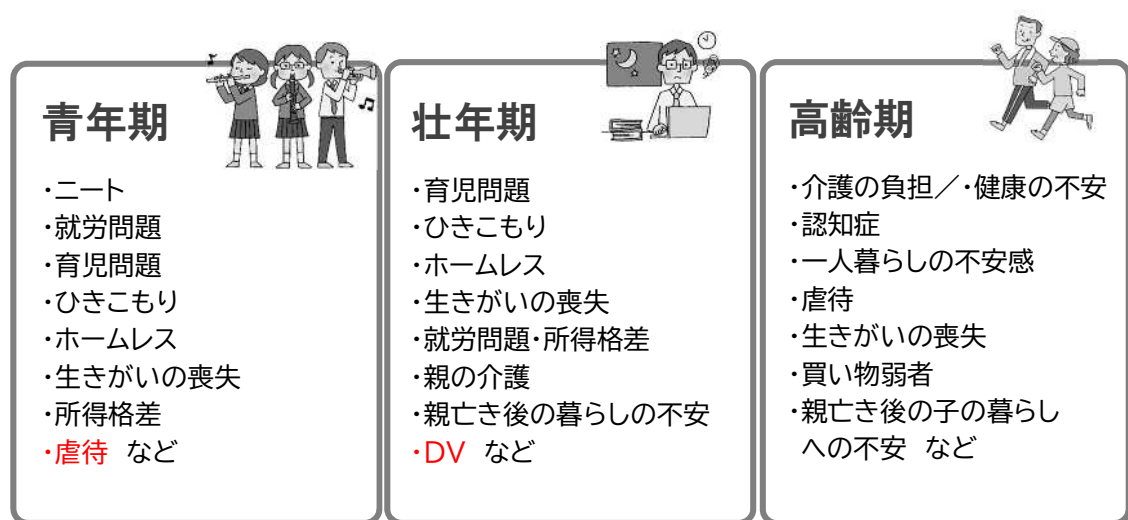
5 ライフステージごとに抱える「課題」や「問題」

これまで見てきたように、社会問題は時代と共に変化し、またその中で生まれる課題の内容や受け止め方は、性別、年齢、家族構成や国籍、暮らしの状況によりさまざまであり、それぞれのライフステージによっても変化していきます。

◆ライフステージ別の「課題」や「問題」



この図は、ライフステージごとに考えられる一般的な課題や問題の主なものを整理し、前回計画から引き続き本計画で取り組むべき横断的かつ年代を超えた課題や問題に対応する内容をまとめて示しています。



18 25 40 65 (歳)

貧困 ・活動の範囲が限定される ・選択肢が少ない など

孤立 ・地域との関わりの減少 ・経済的負担、他者との人間関係のトラブル ・8050問題など

孤立 ・一人暮らしの不安感、生きがいの喪失 など

障がいのある人についての課題	その他の課題
・障がいのある人への理解不足 ・雇用や就労 ・特性に沿った支援 ・多様なニーズ ・社会的なバリアフリー化 ・地域生活への支援 など	・国籍による差別 ・LGBTQ+ などへの理解不足 ・労働の不平等待遇 ・在日問題 ・福祉的支援 など

